

# 大野城市中小企業振興条例

令和 6 年 3 月 25 日

## 条例第 9 号

大野城市は、我国最古の山城「大野城」にその名を由来し、古くから博多と大宰府を結ぶ交通の要衝として栄え、自然や歴史遺産に育まれながら発展を続けてきた。

そのような発展の一役を担ってきた大野城市の産業は、第二次産業・第三次産業が大部分を占め、その業種は多岐にわたっている。その中において、事業所の多くを占める中小企業は、多様な分野で特色ある事業活動を行い、大野城市の経済と雇用を支えている。

しかしながら、少子高齢化及び人手不足に加え、急速に進む技術革新及び経済活動の国際化などにより、中小企業は急激な経営環境の変化に直面している。

このような状況の下、大野城市が、地域の魅力や個性をいかし、将来に渡り発展していくためには、中小企業の自主的な努力を基本としつつも、市民、行政、関係団体が一丸となって中小企業の持続的発展に取り組むことが必要である。

よって、中小企業の振興に向けた基本理念等を明らかにし、地域社会全体で中小企業の振興を図り、働く喜びと活気に満ちたまちを継続的に実現するため、この条例を制定する。

### (目的)

第 1 条 この条例は、中小企業が本市経済において果たす役割の重要性に鑑み、中小企業の振興に関し、基本理念を定め、市の責務、中小企業者が努めるべき事項等を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業の振興を総合的かつ計画的に推進し、中小企業の発展、本市経済の活性化及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 市民 市内に居住し、又は通勤する者をいう。
- (3) 中小企業支援団体 大野城市商工会その他の中小企業に対する支援を行う

ものをいう。

(4) 金融機関等 銀行、信用金庫、信用協同組合その他の金融機関及び信用保証協会であって、中小企業者に対する支援を行うものをいう。

(5) 大企業者 中小企業者以外の事業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

(6) 教育機関 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校その他の教育、学術又は文化に関する事業を行う機関であって、市内においてこれらの事業を行うものをいう。

(7) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

（基本理念）

第3条 中小企業の振興は、中小企業者が経営基盤の強化、経営の改善及び向上に自主的に努めるとともに、市、国、県、中小企業支援団体、金融機関等、大企業者及び教育機関の相互連携並びに市民の協力を得ることを基本として、推進されなければならない。

2 中小企業の振興は、中小企業一般に比して経営基盤がぜい弱な小規模企業者に配慮して推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するよう努めなければならない。

2 市は、前項に規定する施策の策定及び実施に当たっては、中小企業者の実態の把握に努めるとともに、中小企業者、国、県、中小企業支援団体、金融機関等、大企業者及び教育機関との連携並びに市民の協力を得るよう努めなければならない。

3 市は、第1項に規定する施策の実施に要する財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

（中小企業者の努力及び役割）

第5条 中小企業者は、基本理念に基づき、経済的社会的環境の変化に対応して、自主的に経営基盤の強化並びに経営の改善及び向上（以下「経営改善等」という。）に努めなければならない。

2 中小企業者は、地域における雇用の安定及び人材の育成並びに労働環境の整備に

自主的に努めなければならない。

- 3 中小企業者は、その事業活動を通じて、地域の活性化、防災及び災害復興に資するよう努めなければならない。

（中小企業支援団体の役割）

第6条 中小企業支援団体は、基本理念に基づき、中小企業者が行う自主的な経営改善等を図るための取組を積極的に支援するよう努めなければならない。

- 2 中小企業支援団体は、中小企業者及び地域の実態の把握に努めるとともに、市が実施する第4条第1項に規定する施策に協力するよう努めなければならない。

（金融機関等の役割）

第7条 金融機関等は、基本理念に基づき、中小企業者の経営改善等を支援するよう努めなければならない。

- 2 金融機関等は、市が実施する第4条第1項に規定する施策に協力するよう努めなければならない。

（大企業者の役割）

第8条 大企業者は、基本理念に基づき、その事業活動を通じて、中小企業者との連携及び中小企業者の経営改善等のための支援に努めなければならない。

- 2 大企業者は、市が実施する第4条第1項に規定する施策に協力するよう努めなければならない。

（教育機関の役割）

第9条 教育機関は、基本理念に基づき、その教育活動を通じて、地域に貢献し次世代を担う人材の育成に努めなければならない。

- 2 教育機関は、市が実施する第4条第1項に規定する施策に協力するよう努めなければならない。

（市民の理解及び協力）

第10条 市民は、基本理念に基づき、中小企業が果たす役割及び地域社会と中小企業との連携の重要性を理解し、市が実施する第4条第1項に規定する施策に協力するよう努めなければならない。

（市の基本的施策）

第11条 市は、基本理念に基づき、次に掲げる施策を実施するよう努めなければならない。

- （1）経営改善等に関する施策

- (2) 新規創業の促進に関する施策
- (3) 災害等緊急時の事業継続及び復興に関する施策
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策  
(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。